

21. 要介護認定実態調査等の実施について

(1) 要介護認定実態調査事業

- 平成18年4月の介護保険制度改正において、要介護認定についても、「新たな予防給付」の創設や要介護認定事務の一部見直しが行われたところであるが、当該改正等を踏まえ、各市町村における要介護認定の実施体制及び実施状況を調査及び分析することにより、今後の制度改正等に係る基礎資料を得ることを目的とした要介護認定事務等に係る実態調査を実施するところである。
- なお、本事業の実施については、調査対象を全市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）とし、近日中に厚生労働省老健局老人保健課長通知「平成18年度要介護認定実態調査事業について（依頼）」を発出する予定しているが、各都道府県におかれましては、その円滑な実施に向けて管下の市町村に対する技術的助言等よろしくご配慮願いたい。

(2) 高齢者介護実態調査事業

- 介護保険制度における要介護認定基準については、「介護にかかる手間」を最も客観的な指標としてとらえ、公平・公正かつ客観的に判定できるよう、全国一律に設定されているものであるが、現行制度において使用している一次判定ロジックについては、平成13年の高齢者介護実態調査の結果に基づき構築されたものである。
- 前回調査（平成13年）から5年以上が経過し、サービスの質やサービスのあり方に関する考え方の変化等を介護保険制度の給付の前提となる要介護認定における一次判定ロジックに反映させることができ、給付費の増加がみられる現状においても、制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保するためにも必要である。
- このため、要介護認定調査検討会での検討を踏まえた調査票等により、現行の要介護認定の導入・改定の際に行った高齢者介護実態調査よりも調査項目を拡げて心身の状況や介護の手間の状況等を調査し、新たな要介護認定手法の検討に資することを目的とした調査を実施しているところである。
- また、高齢者介護実態調査の分析結果に基づき、要介護認定調査検討会の検討内容等を踏まえ、最新の知見に基づく新たな一次判定ロジック（案）を構築する予定であるが、当該一次判定ロジック（案）に基づく一連の要介護認定業務を試行的に実施し、その信頼性及び実効性を検証すべく、平成19年度の後半を目途に「要介護認定モデル事業」を実施する予定としている。

(参考) 平成19年度要介護認定モデル事業（案）

実施主体：都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）

予算額（案）：介護保険事業費補助金 345,206千円（補助率10/10）

- なお、要介護認定モデル事業の実施市町村については、各都道府県から3市町村程度の推薦をもとに、合計約140市町村にて実施する予定であり、各都道府県の推薦依頼及び介護保険事業費補助金の実施要綱等を含めた詳細については、円滑な施行が可能となるよう逐次状況をお示ししていく予定であり、各都道府県におかれては、実施市町村の推薦等、円滑な実施に資するための協力をよろしくお願ひする。

(参考) 想定される要介護認定に係る施行準備スケジュール（案）

平成18年度：・「高齢者介護実態調査」（1分間タイムスタディ調査）の実施。【実施中】
↓

平成19年度：・調査結果を集計・分析することにより、新たな一次判定ロジック（案）を構築
・「要介護認定モデル事業（第一次）」の実施（約140市町村対象）
↓

平成20年度：・前年度事業の結果を踏まえ、一次判定ロジック（案）の修正検討
(予定) 　　・「要介護認定モデル事業（第二次）」の実施（全市町村対象）